

地域計画

策定年月日	令和7年1月23日
更新年月日	令和8年3月16日 (第2回)
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	川内村 (07544)
地域名 (地域内農業集落名)	第6行政区 (第6区)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	89.4 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	89.4 ha
② 田の面積	59.4 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	30 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	10 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0 ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	— ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	— ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

当地区における自作農業者の平均年齢が平均年齢が70歳を超えており、令和6年度に行った意向調査で「後継ぎがない」と回答した方が78%にのぼる。10年後の所有農地状況は、回答があった中で約9割が「誰かに貸すようになるだろう」としており、「耕作放棄地の見込」と合わせてほぼ全ての農家が危惧している。
また同地区の担い手は認定農業者等が4人いるが、そのうち1人の農業者は、水稻栽培は行わずにピーマンとハウスぶどう栽培に力を入れていることから、新たな担い手の確保が必要となっている。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

中山間地という不利な条件の中で地域内外併せて2法人、2組合が担い手耕作を行っており、それら法人・集落営農組織に農地の集約を図りつつ、地域コミュニティの活性化のためにも地域内外を問わず農地を利用する者を確保していく。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

管理耕作組合による農用地利用の割合が高い地域となるため、令和8年度以降も引き続き組合構成員らによる耕作継続を図るとともに、他の担い手への農地利用を推し進める。

(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率	43.8	%	将来の目標とする集積率	43.8	%
--------	------	---	-------------	------	---

(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標

耕作農地の交換など、地権者と耕作者との話の場を持つことで柔軟な対応を図る。

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
農地中間管理機構を積極的に活用しながら、担い手への農地の集積を行うとともに、認定農業者を中心に団地面積の拡大を図っていく。
(2)農地中間管理機構の活用方法
地域の農地について、地権者の理解が得られたところから順次農地中間管理機構に貸し付けをおこなうことで集積を図りつつ、農業をリタイア・経営転換する農業者には農地中間管理機構の貸し付けを誘導し、受け手とのマッチングを図る。
(3)基盤整備事業への取組
地域および担い手の意向を踏まえたうえで必要な基盤整備などを検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
JAや農地中間管理機構、就農支援センターなどとも連携し、地域の内外から意欲的な経営体を募るなど新たな担い手を確保していく。また新規就農者としての移住者の受け入れも積極的に行うことで育成にも力を入れる。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
現状では農業支援サービスの活用予定はないが、今後担い手が高齢化によりリタイアしていくことを想定し検討を行っていく必要がある。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

有害鳥獣被害防止対策としてワイヤーメッシュ柵の設置継続、電気柵機器類の維持管理を徹底する。
 ・ハウスぶどうの栽培が行われており、毎年役場主催の品評会を行うなど、品質と生産数量の向上を目指す。
 ・現在、草刈等で維持管理している農地は、中山間直接支払交付金や多面的機能支払い交付金を活用し、維持管理を継続していく。
 ・そば栽培は、耕作条件の不利な田作が多く、また個人所有の刈り取り機械がないことから、村の推進協議会と連携を図る中で、作付面積の維持拡大に取り組む。
 ・ピーマンの栽培では、村独自の高収益作物産地化支援事業に継続して取り組む。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和16年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農	F法人	えごま	0.2 ha	ha	えごま	0.2 ha	ha	F	
集	K組合	水稲・そば	1.2 ha	ha	水稲・そば	1.2 ha	ha	K	
集	L組合	水稲・そば	23.6 ha	ha	水稲・そば	23.6 ha	ha	L	
認農	M法人	水稲・そば	8.1 ha	ha	水稲・そば	8.1 ha	ha	M	
到達	X氏	水稲	1.9 ha	ha	水稲	1.9 ha	ha	X	
到達	Y氏	水稲	2.1 ha	ha	水稲	2.1 ha	ha	Y	
認農	AA氏	ぶどう・ピーマン	0.1 ha	ha	ぶどう・ピーマン	0.1 ha	ha	AA	
到達	BB氏	水稲	2 ha	ha	水稲	2 ha	ha	BB	
利用者	農地利用者65件	水稲・野菜	50.2 ha	ha	水稲	50.2 ha	ha	灰色・肌色	267筆
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	9経営体		89.4 ha	0 ha		89.4 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。